



議案第四十七号

特別職の職員で非常勤のものゝ報酬及び費用弁償に関する

条例の一部改正について

次のおり特別職の職員で非常勤のものゝ報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和五十八年六月十六日

三朝町長 松村喬成

昭和五拾八年六月拾七日

原案可決

三朝町議会議長名越典由

三朝町条例第 号

特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和四十五年三朝町条
例第三号）の一部を次のように改正する。

別表（一）選挙長の項中「五六〇〇円」を「六三〇〇円」に改め、同表投票管理者の項中「
五六〇〇円」を「六三〇〇円」に改め、同表開票管理者の項中「五六〇〇円」を「六三〇〇円」
に改め、同表投票立会人の項中「四五〇〇円」を「五一〇〇円」に改め、同表開票立会人
の項中「四五〇〇円」を「五一〇〇円」に改め、同表選挙立会人の項中「四五〇〇円」を
「五一〇〇円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。